川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

○川崎市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和47年３月31日規則第36号

様式目次

様式番号	名称	関係条文
１	卸売業務許可申請書	第５条第１項
２	卸売業務許可証	第６条第１項
３	許可外部類物品取扱承認申請書	第８条第１項 第２２条第１項
４	純資産額調書	第９条
５	残高試算表	第１１条
６	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書	第１４条第１項
７	卸売業者の合併認可申請書	第１４条第２項
８	卸売業者の分割認可申請書	第１４条第２項
９	卸売業者名称変更等届出書	第１５条
	（削除）	
１０	せり人の名簿	第１６条
	（削除）	
	（削除）	
１１	せり人章	第１７条
	（削除）	
	（削除）	
１２	卸売の代行承認申請書	第１８条第１項
１３	仲卸業務許可申請書	第２０条第１項

改正前

○川崎市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和47年３月31日規則第36号

様式目次

様式番号	名称	関係条文
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
１	せり人登録申請書	第８条第１項
	（新設）	
２	せり人登録簿	第９条
３	せり人登録証	第９条
４	せり人章	第９条
５	せり人登録更新申請書	第１１条第１項
６	販売補助者（変更）届出書	第１２条第１項
７	卸売の代行承認申請書	第１３条第１項
８	仲卸業務許可申請書	第１９条第１項

改正後			改正前		
１４	仲卸業務許可証	第２１条	９	仲卸業務許可証	第２０条
１５	売買参加章	第２４条第１項 第３３条第１項	１０	売買参加章	第２２条第１項
１６	売買参加補助章	第２４条第２項 第３３条第２項	１１	売買参加補助章	第２２条第２項
１７	仲卸業者（関連事業者）の営業等の譲渡し及び譲受け認可申請書	第２６条第１項 第４０条第１項	１２	仲卸業者（関連事業者）の営業等の譲渡し及び譲受け認可申請書	第２４条第１項 第４０条第１項
１８	仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書	第２６条第２項 第４０条第２項	１３	仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書	第２４条第２項 第４０条第２項
１９	仲卸業者（関連事業者）の分割認可申請書	第２６条第２項 第４０条第２項	１３の２	仲卸業者（関連事業者）の分割認可申請書	第２４条第２項 第４０条第２項
２０	仲卸業務（関連事業業務）相続認可申請書	第２７条第１項 第４１条第１項	１４	仲卸業務（関連事業業務）相続認可申請書	第２５条第１項 第４１条第１項
２１	仲卸業者（関連事業者）名称変更等届出書	第２９条第１項 第４３条第１項	１５	仲卸業者（関連事業者）の名称変更等の届出書	第２７条第１項 第４３条第１項
	（削除）		１６	削除	
２２	仲卸業者（関連事業者）死亡（解散）届出書	第２９条第２項 第４３条第２項	１７	仲卸業者（売買参加者、関連事業者）死亡（解散）届出書	第２７条第３項 第３４条第２項 第４３条第２項
２３	仲卸業者営業報告書（法人用）	第３０条 第４５条	１７の２	仲卸業者営業報告書（法人用）	第２８条第１項
２４	仲卸業者営業報告書（個人用）	第３０条 第４５条	１７の３	仲卸業者営業報告書（個人用）	第２８条第１項
	（削除）		１８	売買参加者の承認申請書	第３０条第１項
２５	売買参加者届出書	第３２条		（新設）	
	（削除）		１９	売買参加者承認証	第３１条
	（削除）		２０	売買参加章	第３２条第１項

改正後			改正前		
	（削除）		２１	売買参加補助章	第３２条第２項
	（削除）		２２	売買参加者の名称変更等の届出書	第３４条第１項
２６	売買参加者記載事項変更等届出書	第３４条		（新設）	
２７	関連事業業務許可申請書	第３７条第１項	２３	関連事業業務許可申請書	第３７条第１項
２８	関連事業業務許可証	第３８条	２４	関連事業業務許可証	第３８条
２９	関連事業者販売金額等月例報告書	第４４条	２５	関連事業者販売金額等月例報告書	第４４条
	（削除）		２６	上場単位承認（変更）申請書	第４９条第２項
３０	入札票	第５１条第１項	２７	入札票	第５３条第１項
	（削除）		２８	相対取引承認申請書	第５８条
	（削除）		２９	削除	
	（削除）		３０	指値その他販売条件付物品届出書	第６０条第２項
	（削除）		３１	販売条件変更証明書	第６２条第２項
	（削除）		３１の２	卸売業者の開設区域内における販売承認（変更承認）申請書	第６２条の２
	（削除）		３２	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売承認（変更承認）申請書	第６３条第１項
	（削除）		３２の２	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可申請書	第６３条第３項
	（削除）		３３	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（許可分）	第６３条第４項
	（削除）		３４	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（承認分）	第６３条第５項
	（削除）		３５	削除	
	（削除）		３６	市場外保管場所の指定申出書	第６６条第１項
	（削除）		３６の２	市場外指定保管場所の指定解除の届出書	第６６条第２項
	（削除）		３６の	市場外指定保管場所卸売実績報告書	第６６条第３項

改正後			改正前		
			３		
	（削除）		３６の４	市場外にある物品の卸売承認申請書	第６６条の２第１項
	（削除）		３６の５	市場外にある物品の卸売承認（変更承認）申請書	第６６条の２第２項
	（削除）		３６の６	市場外にある物品の卸売実績報告書	第６６条の２第３項
３１	受託契約約款（変更）届出書	第５５条第１項・第２項	３７	受託契約約款承認（変更承認）申請書	第６７条第１項・第２項
	（削除）		３８	受託物品検査証明書	第６８条第３項
	（削除）		３９	卸売業者以外の者からの買入承認（変更承認）申請書	第７７条第１項
	（削除）		３９の２	卸売業者以外の者からの買入許可申請書	第７７条第３項
	（削除）		４０	卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書	第７７条第４項
	（削除）		４１	仲卸業者の開設区域内における販売承認（変更承認）申請書	第７８条
３２	卸売予定数量等報告書	第６２条第１項	４２	卸売予定数量等報告書	第７９条第１項
３３	取扱高明細日報	第６２条第３項	４３	取扱高明細日報	第７９条第３項
３４	卸売価格等報告書	第６２条第３項	４４	卸売価格等報告書	第７９条第３項
３５	市況等に関する月例報告書	第６２条第４項	４５	市況等に関する月例報告書	第７９条第４項
３６	仲卸業者販売金額等月例報告書	第６２条第５項	４６	仲卸業者販売金額等月例報告書	第７９条第５項
３７	卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書	第６４条		（新設）	
	（削除）		４７	委託手数料率（変更）届出書	第８３条第１項
	（削除）		４８	卸売業者の出荷奨励金交付承認申請書	第８４条第１項
	（削除）		４９	卸売業者の完納奨励金交付承認申請書	第８４条第１項

改正後		
	（削除）	
	（削除）	
	（削除）	
３８	買受代金の支払猶予特約届出（変更届出）書	第７０条
３９	販売後の受託物品確認証明請求書兼証明書	第７２条第２項
４０	市場施設使用指定書	第７５条
４１	市場施設使用許可申請書	第７６条第１項
４２	市場施設用途変更承認申請書	第７８条
４３	市場施設原状変更等許可申請書	第７９条第１項
４４	使用料減免申請書	第８７条
４５	検査職員の身分証明書	第９７条

改正前		
５０	削除	
５１	卸売業者の出荷奨励金交付報告書	第８４条第３項
５２	卸売業者の完納奨励金交付報告書	第８４条第３項
５３	買受代金の支払猶予特約届出（変更届出）書	第８５条
５４	販売後の受託物品検査証明願書	第８７条第２項
	（新設）	
５５	市場施設使用許可申請書	第８８条第１項
５６	市場施設用途変更承認申請書	第９０条
５７	市場施設原状変更等許可申請書	第９１条第１項
５８	使用料減免申請書	第９７条
５９	検査職員の身分証明書	第１０８条

改正後	改正前
第１号様式	（新設）

卸売業務許可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第７条第１項の規定により、卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役　員　の　氏　名	
卸売の業務を行う取扱品目の部類	部
取　扱　品　目	

改正後	改正前
第２号様式 卸売業務許可証 川崎市指令　第　　号 住　所 商　号 名　称　　様 　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場　　部における卸売の業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第７条第１項の規定により、次の条件を付けて許可します。 　　年　　月　　日 川崎市長　　印 条　件	（新設）

改正後	改正前
第３号様式 許可外部類物品取扱承認申請書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 氏名又は名称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第７条第６項（第２３条第５項）の規定により、許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取扱うことについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。 承認申請者：□ 卸売業者　□ 仲卸業者 当該許可に係る取扱品目の部類： 承認を受けたい取扱品目の部類： 出荷者等： 物品名： 入荷見込数量［単位］：［　］（１日当たり　［　］） 取扱期間：年　月　日　から　年　月　日 必要とする理由： 備考：	（新設）

改正後	改正前

第４号様式

純資産額調書

（宛先）川崎市長

年　月　日

住　所

商　号

名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第９条第１項の規定により、　年　月　日現在の純資産額を報告します。

１　純資産額

（単位：千円）

科　　目	帳簿価額	評　価　額	備考
１　資産合計			
(1) 流動資産			
(ｱ) 現金			
(ｲ) 預金			
(ｳ) 売掛金			
(ｴ) 受取手形			
(ｵ) 有価証券			
(ｶ) 親会社株式			
(ｷ) 商品			
(ｸ) 貯蔵品			
(ｹ) 前渡金			
(ｺ) 荷主前渡金			
(ｻ) 前払費用			
(ｼ) 未収収益			
(ｽ) 立替金			
(ｾ) 短期貸付金			
(ｿ) 未収金			
(ﾀ) 仮払金			
(ﾁ) １(1)(ｱ)から１(1)(ﾀ)までに			

改正後	改正前
掲げるもの以外の流動資産 (2) 固定資産 ア　有形固定資産 (ｱ) 建物 (ｲ) 構築物 (ｳ) 機械及び装置 (ｴ) 船舶及び車両その他の陸上運搬具 (ｵ) 工具、器具及び備品 (ｶ) 土地 (ｷ) 建設仮勘定 (ｸ) １(2)ア(ｱ)から１(2)ア(ｷ)までに掲げるもの以外の有形固定資産 イ　無形固定資産 (ｱ) のれん (ｲ) 借地権 (ｳ) 電話加入権 (ｴ) 施設負担金 (ｵ) １(2)イ(ｱ)から１(2)イ(ｴ)までに掲げるもの以外の無形固定資産 ウ　投資その他の資産 (ｱ) 投資有価証券 (ｲ) 子会社株式 (ｳ) 出資金 (ｴ) 子会社出資金 (ｵ) 長期貸付金 (ｶ) 開設者預託保証金 (ｷ) 定期預金 (ｸ) 長期前払費用 (ｹ) 事業者保険料 (ｺ) １(2)ウ(ｱ)から１(2)ウ(ｹ)までに掲げるもの以外の投資等 (3) 繰延資産	

改正後	改正前
(ｱ) 創立費 (ｲ) 開業費 (ｳ) 開発費 (ｴ) 株式交付費 (ｵ) １(3)(ｱ)から１(3)(ｴ)までに掲げるもの以外の繰延資産 ２　負債合計 (1) 流動負債 (ｱ) 受託販売未払金 (ｲ) 買掛金 (ｳ) 支払手形 (ｴ) 短期借入金 (ｵ) 未払金 (ｶ) 未払税金 (ｷ) 未払費用 (ｸ) 前受金 (ｹ) 預り金 (ｺ) 前受収益 (ｻ) 仮受金 (ｼ) 賞与引当金 (ｽ) ２(1)(ｱ)から２(1)(ｼ)までに掲げるもの以外の流動負債 (2) 固定負債 (ｱ) 長期借入金 (ｲ) 預り保証金 (ｳ) 退職給付引当金 (ｴ) ２(2)(ｱ)から２(2)(ｳ)までに掲げるもの以外の固定負債 (3) 引当金(２(1)(ｼ)、２(1)(ｽ)、２(2)(ｳ)及び２(2)(ｴ)に掲げるものを除く。) ３　純資産額 (1) 株主資本 ア　資本金 イ　新株式申込証拠金 ウ　資本剰余金	

改正後	改正前

(7) 資本準備金			
(イ) その他資本剰余金			
エ 利益剰余金			
(7) 利益準備金			
(イ) その他利益剰余金			
a 積立金			
b 繰越利益剰余金			
(繰越損失金)			
オ 自己株式			
カ 自己株式申込証拠金			
2 評価・換算差額等			
(1) その他有価証券評価差額金			
(2) 繰延ヘッジ損益			
(3) 土地再評価差額金			
3 新株予約権			

2 その他記載事項

(1) 受取手形割引高　千円

(2) 受取手形譲渡高　千円

(3) 保証債務額　千円

(4) 支配関係を持っている法人に対する債権等明細書

項目＼会社名			合計
短期債券	売掛金	千円	千円
	受取手形	千円	千円
	前渡金	千円	千円
	短期貸付金	千円	千円
	その他	千円	千円
	小計	千円	千円
長期債券	長期貸付金	千円	千円
	長期差入保証金	千円	千円
	その他	千円	千円
	小計	千円	千円
受取手形割引高		千円	千円

改正後	改正前

受取手形裏書譲渡高	千円	千円
保証債務額	千円	千円
備考	千円	千円

(5) 卸売の業務の取扱高

年月	受託販売	買付販売	合計
年月	千円	千円	千円
年月	千円	千円	千円
年月	千円	千円	千円
年月	千円	千円	千円
年月	千円	千円	千円
年月	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

（記載上の注意）

1　この調書は、卸売業者の全資産及び全負債について作成すること。

2　評価額の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第７条第２項ただし書の規定に該当する場合は、評価した額を記載すること。

3 備考の欄には、資産及び負債の各科目についての評価方法、科目の欄に掲げる科目以外の科目を設定した場合における当該科目の内容等を記載すること。

4　計算日が事業年度の末日である場合には、当該事業年度の所得に対する法人税、所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理した上でこの調書を作成するものとし、計算日におけるこれらの税金の未払額は、負債の部の未払法人税等勘定に計上すること。

5　固定資産及び繰延資産について、当該事業年度末に一括して償却を行う卸売業者であって、規則第１０条第１項の計算日が事業年度の開始日から６月を経過する日である場合は、当該事業年度において償却すべき額の２分の１相当額を備考の欄に計上すること。

6　２その他記載事項の(1)受取手形割引高及び(2)受取手形譲渡高の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

7　２その他記載事項の(3)の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

8　２その他記載事項の(4)の支配関係を持っている法人に対する債務等明細書の短期債権のその他の欄には、未収収益、立替金、未収金、仮払金その他の短期金銭債権（株式を除く。）の合計額を、長期債権のその他の欄には、投資有価証券（株式を除く。）の額を記載し、貸付金については、貸付けの条件（返済期限、利率及び担保

改正後	改正前

受取手形裏書譲渡高	千円	千円
保　証　債　務　額	千円	千円
備　　考	千円	千円

(5) 卸売の業務の取扱高

年　月	受託販売	買付販売	合　計
	千円	千円	千円
年　月			
年　月			
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			

(記載上の注意)

1　この調書は、卸売業者の全資産及び全負債について作成すること。

2　評価額の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第７条第２項ただし書の規定に該当する場合は、評価した額を記載すること。

3 備考の欄には、資産及び負債の各科目についての評価方法、科目の欄に掲げる科目以外の科目を設定した場合における当該科目の内容等を記載すること。

4　計算日が事業年度の末日である場合には、当該事業年度の所得に対する法人税、所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理した上でこの調書を作成するものとし、計算日におけるこれらの税金の未払額は、負債の部の未払法人税等勘定に計上すること。

5　固定資産及び繰延資産について、当該事業年度末に一括して償却を行う卸売業者にあって、規則第１０条第１項の計算日が事業年度の開始日から６月を経過する日の調書を作成する場合は当該事業年度において償却すべき額の２分の１相当額を備考の欄に計上すること。

6　２その他記載事項（以下「記載事項」という。）の１受取手形割引高及び２受取手形譲渡高の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

7　記載事項の３ の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

8　記載事項の４の支配関係を持っている法人に対する債務等明細書の短期債権のその他の欄には、未収収益、立替金、未収金、仮払金その他の短期金銭債権（ 株式を除く。） の合計額を、長期債権のその他の欄には、投資有価証券（株式を除く。）の額

改正後	改正前
物件の種類）を備考の欄に記載すること。 ９　２その他記載事項の(5)の卸売の業務の取扱高については、中央卸売市場において複数の市場又は取扱品目の部類の卸売の業務の許可を受けている者は、市場ごと及び取扱品目の部類ごとに作成すること。	（新設）

改正後	改正前
第５号様式 残高試算表 （宛先）川崎市長 年　月　日 住　所 商　号 名　称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第９条第２項の規定により、　年　月　日現在の残高試算表を提出します。	

改正後	改正前

1　合　計　貸　借　対　照　表

（単位：千円，％）

科　　目	前　残高	借　方	貸　方	当　残高	構成比	科　　目	前　残高	借　方	貸　方	当　残高	構成比
（資産の部）						（負債の部）					
1　流動資産						1　流動負債					
ア　現金						ア　受託販売未払金					
イ　預金						イ　買掛金					
ウ　売掛金						ウ　支払手形					
エ　受取手形						エ　短期借入金					
オ　有価証券						オ　未払金					
カ　親会社株式						カ　未払税金					
キ　商品						キ　未払費用					
ク　貯蔵品						ク　前受金					
ケ　前渡金						ケ　預り金					
コ　荷主前渡金						コ　前受収益					
サ　前払費用						サ　仮受金					
シ　未収収益						シ　賞与引当金					
ス　立替金						ス　その他の流動負債					
セ　短期貸付金						（　　）					
ソ　未収金						2　固定負債					
タ　仮払金						ア　長期借入金					
チ　その他の流動資産						イ　預り保証金					
（　　）						ウ　退職給付引当金					
2　固定資産						エ　その他の固定負債					
(1) 有形固定資産						（　　）					
ア　建物						オ　その他の引当金					
イ　構築物						（　　）					
ウ　機械及び装置						負債合計					
エ　船舶及び車両その他の陸上運搬具						（純資産の部）					
						1　株主資本					
オ　工具，器具及び備品						(1) 資本金					
						(2) 新株式申込証拠金					
						(3) 資本剰余金					

改正後	改正前

カ　土地
キ　建設仮勘定
ク　その他の固定資産
（　　）
(2) 無形固定資産
ア　のれん
イ　借地権
ウ　電話加入権
エ　施設負担金
オ　その他の無形固定資産
（　　）
(3) 投資その他の資産
ア　投資有価証券
イ　子会社株式
ウ　出資金
エ　子会社出資金
オ　長期貸付金
カ　開設者預託保証金
キ　定期預金
ク　長期前払費用
ケ　事業者保険料
コ　その他の投資その他の資産
（　　）
3　繰延資産
ア　創立費
イ　開業費
ウ　開発費
エ　株式交付費
オ　その他の繰延資産
（　　）
資産合計
ア　資本準備金
イ　その他資本剰余金
(4) 利益剰余金
ア　利益準備金
イ　その他利益剰余金
(ア) 積立金
(イ) 繰越利益剰余金
（繰越損失金）
(5) 自己株式
(6) 自己株式申込証拠金
2　評価・換算差額等
(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
3　新株予約権
純資産合計
負債及び純資産合計

改正後	改正前

２　合　計　損　益　計　算　書

（単位：千円、％）

科　　目	前　までの累計	借　方	貸　方	当　までの累計	構成比
１　営業損益					
(1) 卸売の業務					
ア　受託手数料					
（受託品取扱額）					
イ　買付販売損益					
(ｱ) 純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
(ｲ) 売上原価					
期首商品たな卸高					
商品純仕入高					
総仕入高					
仕入値引及び戻し高					
期末商品たな卸高					
販売利益（損失）金額					
(2) 兼業業務					
ア　売上高					
イ　売上原価					
兼業業務利益（損失）金額					
売上総利益（損失）金額					
(3) 販売費及び一般管理費					
営業利益（損失）金額					
２　営業外損益					
(1) 営業外収益					
(2) 営業外費用					
経常利益(損失)金額					
３　特別利益					
(1) 固定資産売却益					
(2) 前期損益修正益					
(3) その他の特別利益					
４　特別損失					
(1) 固定資産売却損					

改正後	改正前

(2) 減損損失					
(3) 災害による損失					
(4) 前期損益修正損					
(5) その他の特別損失					
税引前当期純利益（損失）金額					
法人税等					
法人税等調整額					
当期純利益（損失）金額					

改正後	改正前
第６号様式 卸売業者の事業の譲渡し及び 譲　受　け　認　可　申　請　書 年　　月　　日 （宛先）川崎市長 譲渡人住所 商　　号 名　　称　　印 譲受人住所 商　　号 名　　称　　印 川崎市中央卸売市場業務条例第１６条第１項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。 譲渡する事業に係る取扱品目の部類　　部 譲渡し及び譲受けの予定年月日　　・　　・ 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 備　　考	（新設）

改正後	改正前

第７号様式

卸売業者の合併認可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第１６条第２項の規定により、卸売業者の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住　所 商　号 名　称
取扱品目の部類	部
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	・　・
合併を必要とする理由	
備考	

改正後	改正前
第８号様式 卸売業者の分割認可申請書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 名　称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第１６条第２項の規定により、卸売業者の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。 分割後業務を承継する法人の住所、商号及び名称：住　所／商　号／名　称 取扱品目の部類：　部 分割の方法及び条件： 分割の予定年月日：　・　・ 分割を必要とする理由： 備考：	（新設）

改正後	改正前
第９号様式 卸売業者名称変更等届出書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 名　称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第１７条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。	（新設）

業務	□開始　□休止 □再開　□廃止	年月日 ・　・	理由

	新		旧	
名　称				
住　所				
商　号				
資本金又は出資の額				
役　員	役職名	氏　名	役職名	氏　名

注　該当する事項のみを記入してください。

改正後	改正前
（削除）	第１号様式 せり人登録申請書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定により、……部せり人として登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。 氏　　名 / 生年月日 / 住　　所 ・　・

改正後	改正前
第１０号様式 せ　り　人　の　名　簿 年　　月　　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 名　称　　印 川崎市中央卸売市場業務条例第１９条第１項の規定により、せり人の名簿を作成しましたので、次のとおり提出します。 氏　　名 / 卸売の業務に携わった期間 / 備　　考 注　名簿に記載した事項に変更が生じたことによりせり人の名簿を提出する場合においても、全てのせり人を記載してください。	（新設）

改正後	改正前
（削除）	第２号様式 （表） （写真位置） せ り 人 登 録 簿 年　月　日現在 部　門 / 業者名 / 株 式 会 社 フリガナ 氏　名 / 生年月日 / 年 月 日 現 住 所 最終学歴 / 卒業年月日 登録番号 / 第　号 / 入社年月日 登　録 / 年 月 日 / 更 新 / 年 月 日 / 登録有効期限 年 月 日 / 年 月 日 / 年 月 日 備　考 / 事　項

改正後	改正前
	（裏） せ り 人 登 録 簿 ［　　株式会社］

	処理年月日 （せり人資格の変更、更新及び登録消除年月日を含む。）	事　　項 （関係文書番号年月日・従事した市場・登録消除理由・その他）
付記事項		

改正後	改正前
（削除）	第３号様式 （表） 登録番号　第……号 せ　り　人　登　録　証 所属卸売業者…… 氏　　名…… ……年……月……日生 縦35mm 横25mm 写　　真 上記の者は、川崎市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定により、登録を受けたせり人であることを証明します。 ……年……月……日 川崎市長……印 （有効期限……年……月……日）

改正後	改正前
	（裏） 川崎市中央卸売市場業務条例(抜粋) 第12条　卸売業者が市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行なう登録を受けている者でなければならない。 第16条　せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともにせり人章を着用しなければならない。 第76条 6　市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。 (1)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2)　せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。 (3)　せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。 (4)　その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

改正後	改正前
第１１号様式 せ　り　人　章 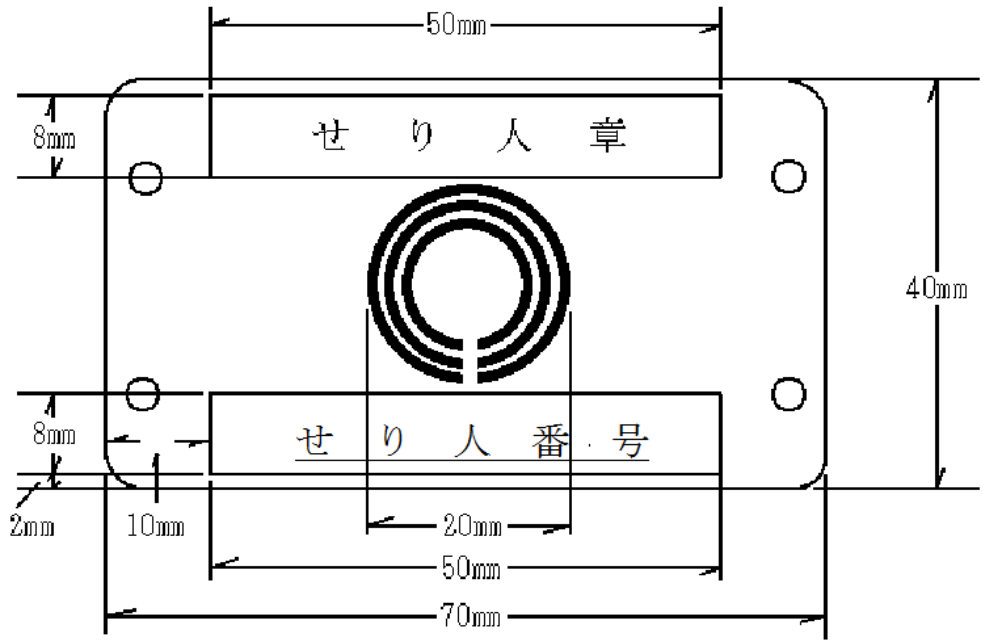 	第４号様式 せ　り　人　章 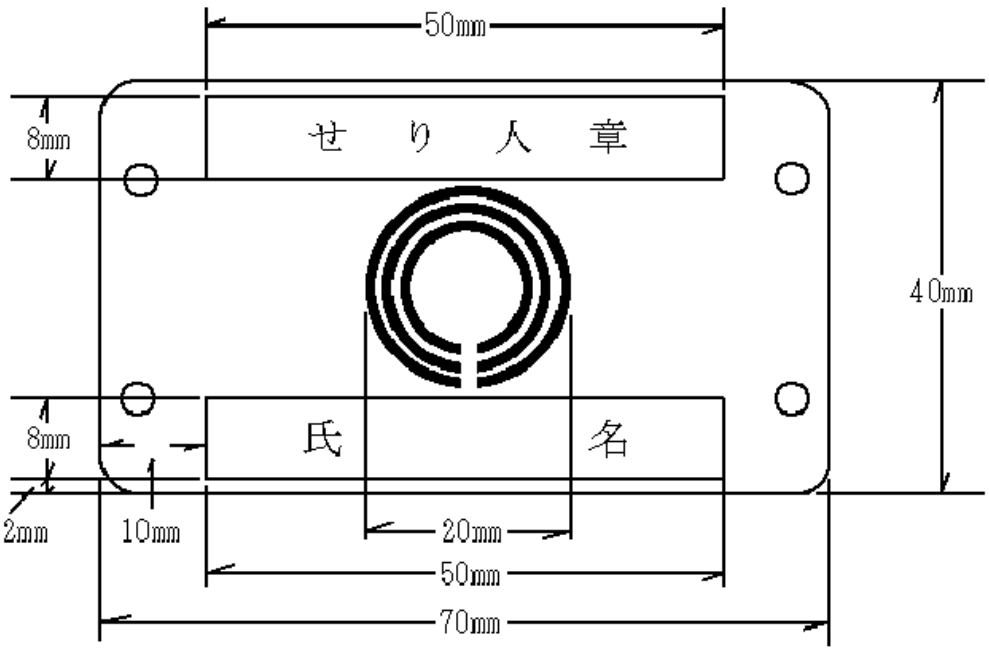

改正後	改正前
（削除）	第５号様式 せり人登録更新申請書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例第13条第1項の規定により、……部のせり人の登録の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

氏　　名	生年月日	住　　所	登録年月日	登録番号
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	
	・　・		・　・	

改正後	改正前
（削除）	第６号様式 販売補助者（変更）届出書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… ……部における販売補助者として定めた（変更した）ので、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

氏　　名	生　年　月　日	所　管　部　課	備　　考
	・　・		
	・　・		
	・　・		
	・　・		
	・　・		
	・　・		
	・　・		
	・　・		

改正後

第１２号様式

卸売の代行承認申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２１条の規定により、卸売の代行をさせる者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名又は名称	
住　所	
取扱品目の部類	部
理　由	

主な取扱物品の産地及び仕入先市場

取扱品目	産地	仕入先市場

改正前

第７号様式

卸売の代行承認申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第１７条の規定により、卸売の代行をさせる者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名又は名称	
住　所	
取扱品目の部類	部
理　由	

主な取扱物品の産地及び仕入先市場

取扱品目	産地	仕入先市場

改正後	改正前
第１３号様式	第８号様式

仲卸業務許可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２３条第１項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の氏名	
仲卸しの業務を行う取扱品目の部類	部
取扱品目	

注　申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

仲卸業務許可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第１９条第１項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の氏名	
仲卸しの業務を行う取扱品目の部類	部
取扱品目	

注　申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

改正後	改正前
第１４号様式 仲卸業務許可証 川崎市指令　第　　号 住　　所 商　　号 氏名又は名称　　様 　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場　　部における仲卸しの業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第２３条第１項の規定により、次の条件を付けて許可します。 　　年　　月　　日 川崎市長　　印 条　件 売買参加章番号は　　とします。	第９号様式 仲卸業務許可証 川崎市指令　第　　号 住　　所 商　　号 氏名又は名称　　様 　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場　　部における仲卸しの業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第１９条第１項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。 　　年　　月　　日 川崎市長　　印 条　件

改正後	改正前
第１５号様式 売買参加章 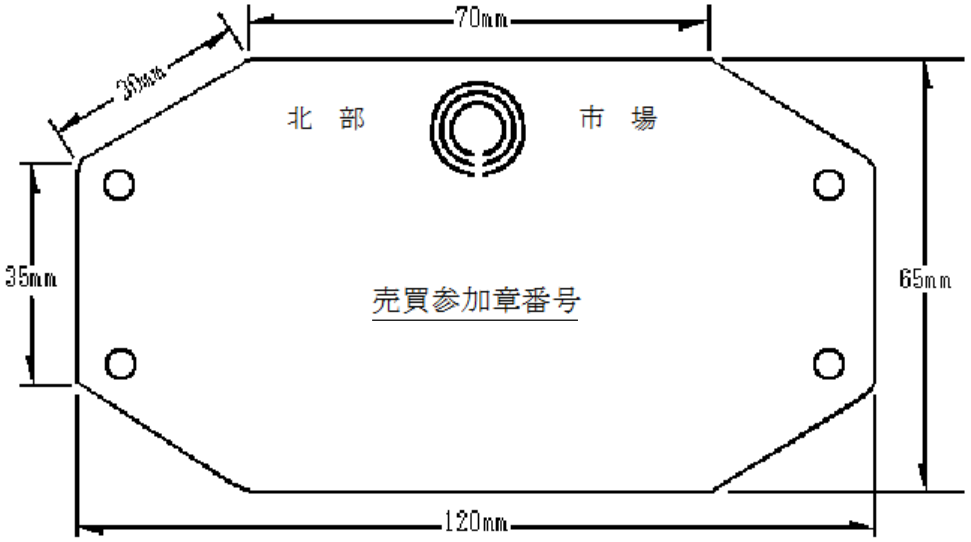 	第１０号様式 売買参加章 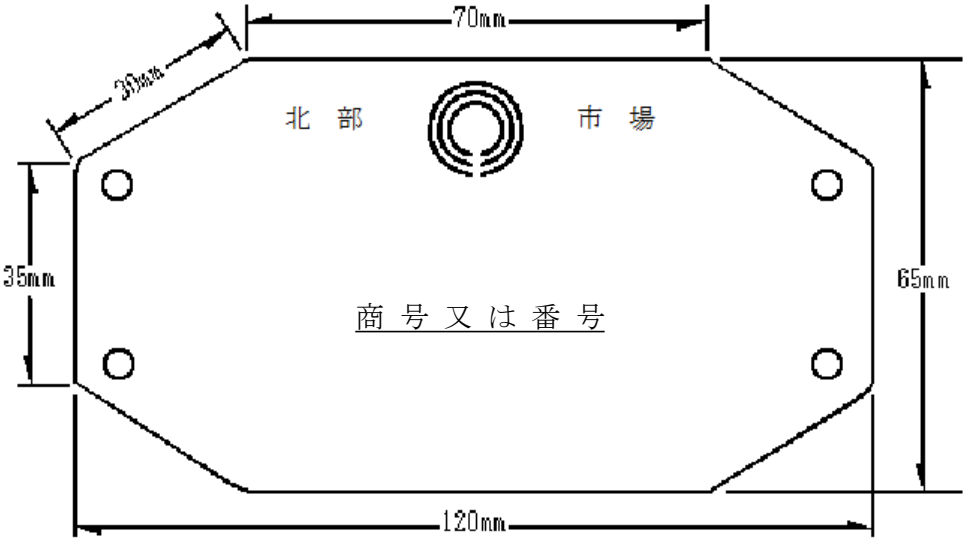

改正後	改正前
第１６号様式 売買参加補助章 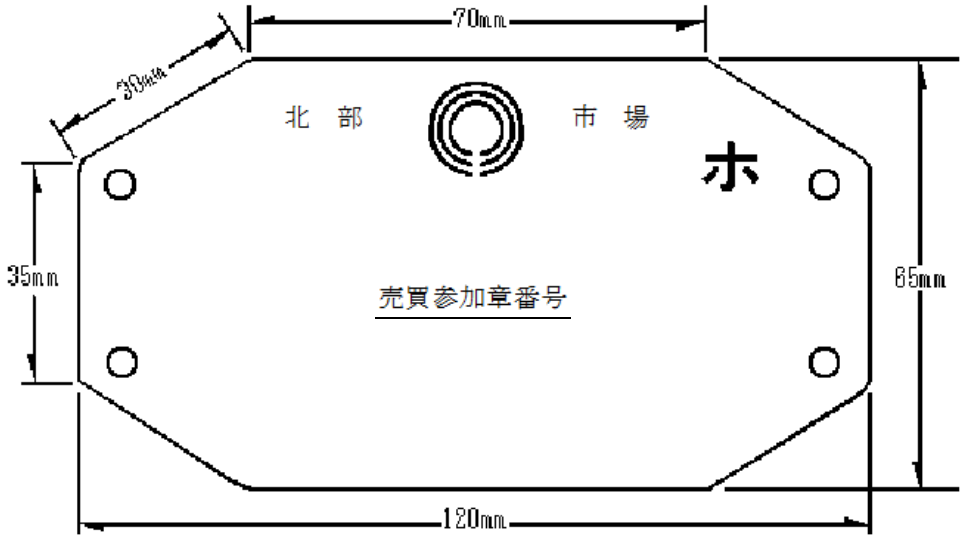 	第１１号様式 売買参加補助章 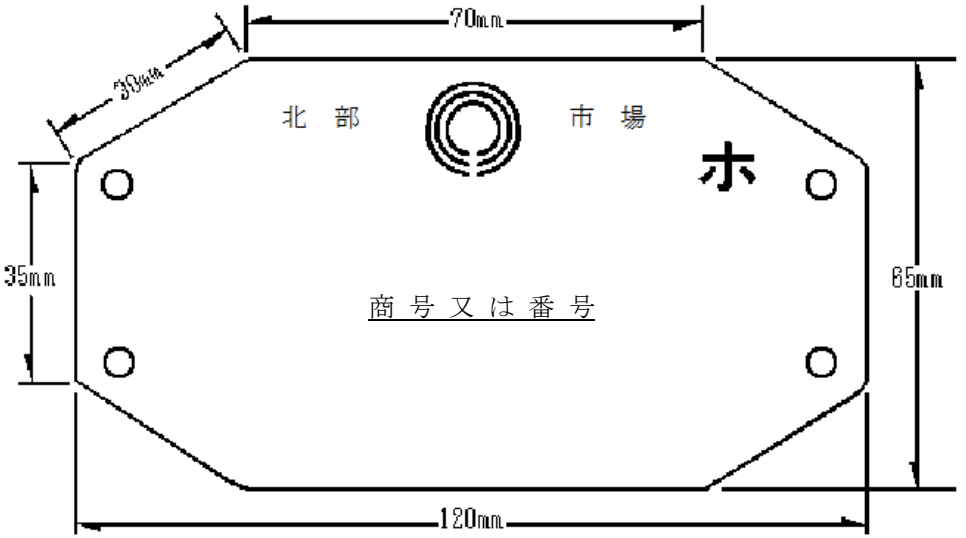

改正後

第１７号様式

仲卸業者（関連事業者）の営業
等の譲渡し及び譲受け認可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

譲渡人住所
商　　号
氏名又は名称　印

譲受人住所
商　　号
氏名又は名称　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２７条第１項（第３８条において準用する第２７条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の営業等の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

譲渡する営業等に係る取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	・　・
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
備考	

改正前

第１２号様式

仲卸業者（関連事業者）の営業
等の譲渡し及び譲受け認可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

譲渡人住所
商　　号
氏名又は名称　印

譲受人住所
商　　号
氏名又は名称　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２３条第１項（第３６条において準用する第２３条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の営業等の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

譲渡する営業等に係る取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	・　・
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
備考	

改正後

第１８号様式

仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２７条第２項（第３８条において準用する第２７条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所、商号及び名称	住　所 商　号 名　称
取扱品目の部類	部
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	・　・
合併を必要とする理由	
備考	

改正前

第１３号様式

仲卸業者（関連事業者）の合併認可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２３条第２項（第３６条において準用する第２３条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名　称 住　所
取扱品目の部類	部
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	・　・
合併を必要とする理由	

改正後

第１９号様式

仲卸業者（関連事業者）の分割認可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２７条第２項（第３８条において準用する第２７条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

分割後業務を承継する法人の住所、商号及び名称	住　所 商　号 名　称
取扱品目の部類	部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	・　・
分割を必要とする理由	
備考	

改正前

第13号様式の２

仲卸業者（関連事業者）の分割認可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２３条第２項（第３６条において準用する第２３条）の規定により、仲卸業者（関連事業者）の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

分割後業務を承継する法人の名称及び住所	名　称 住　所
取扱品目の部類	部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	・　・
分割を必要とする理由	

改正後

第２０号様式

仲卸業務（関連事業業務）相続認可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所

氏　名　　印

（被相続人との続柄）

川崎市中央卸売市場業務条例第２８条第１項（第３８条において準用する第２８条）の規定により、仲卸しの業務（関連事業の業務）の相続の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

被相続人氏名	
被相続人住所	
引き続き営もうとする取扱品目の部類	部
業務開始の予定年月日	・　・
相続開始の年月日	・　・
備考	

改正前

第１４号様式

仲卸業務（関連事業業務）相続認可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　所

氏　名　　印

（被相続人との続柄）

川崎市中央卸売市場業務条例第２４条第１項（第３６条において準用する第２４条）の規定により、仲卸業務（関連事業業務）の相続の認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

被相続人氏名	
被相続人住所	
引き続き営もうとする取扱品目の部類	部
業務開始の予定年月日	・　・
相続開始の年月日	・　・
備考	

改正後

第２１号様式

仲卸業者（関連事業者）名称変更等届出書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所

商　　号

氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２９条第１項（第３８条において準用する第２９条）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業務	□開始　□休止 □再開　□廃止	年月日 ・　・　・	理由

		新		旧	
氏名又は名称					
住所					
商号					
法人の場合	資本金又は出資の額				
	役員	役職名	氏　名	役職名	氏　名

注　該当する事項のみを記入してください。

改正前

第１５号様式

仲卸業者（関連事業者）の名称変更等の届出書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

商　　号

氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２５条第１項（第３６条において準用する第２５条）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業務	□開始　□休止 □再開　□廃止	年月日 ・　・　・	理由

		新		旧	
氏名又は名称					
住所					
商号					
法人の場合	役員	役職名	氏　名	役職名	氏　名

注　該当する事項のみを記入してください。

改正後	改正前
（削除） 第２２号様式	第１６号様式　削除 第１７号様式

仲卸業者（関連事業者）
死亡（解散）届出書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
相続人又は清算人　　印

仲卸業者（関連事業者）が死亡（解散）したので、川崎市中央卸売市場業務条例第２９条第２項（第３８条において準用する第２９条第２項）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	
住所	
理由	□死亡　□解散
死亡又は解散の年月日	・　・　・

仲卸業者（売買参加者、関連事業者）死亡（解散）届出書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
相続人又は清算人　　印

仲卸業者（売買参加者、関連事業者）が死亡（解散）したので、川崎市中央卸売市場業務条例第２５条第２項（第２８条第２項、第３６条において準用する第２５条第２項）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	
住所	
死亡又は解散の理由	
死亡又は解散の年月日	・　・　・

改正後

第２３号様式

仲卸業者営業報告書（法人用）

年　月　日

（宛先）川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場　部
住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第３０条の規定により　年　月　日から　年　月　日までの営業報告書を提出します。

第１　業務の状況
１　事業の概要
（記載上の注意）
仲卸しの業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。
２　総会及び取締役会等の決議事項等
（1）　総会の決議事項

開催年月日	決議事項

（記載上の注意）
総会の定時・臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記してください。
（2）　取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

（記載上の注意）
株式会社にあっては取締役会等、株式会社以外にあっては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載してください。
なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成１７年法律第８６号）に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担（借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等）、大口の債権の設定及び大口の投資等をいいます。
３　内部組織に関する事項
（1）　事業運営組織
（記載上の注意）
組織図（取締役、監査役等の別を付記してください。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記してください。
なお、組織の変更があった場合には、変更の内容、変更した年月日、変更の理由等を付記してください。

改正前

第17号様式の２

仲卸業者営業報告書（法人用）

年　月　日

（あて先）川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場　部
名称
代表者の役職及び氏名　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２６条の規定により　年　月　日から　年　月　日までの営業報告書を提出します。

第１　業務の状況
１　事業の概要
（記載上の注意）
仲卸業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。
２　総会及び取締役会等の決議事項等
（1）　総会の決議事項

開催年月日	決議事項

（記載上の注意）
総会の定時・臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記してください。
（2）　取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

（記載上の注意）
株式会社にあっては取締役会等、株式会社以外にあっては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載してください。
なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成１７年法律第８６号）に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担（借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等）、大口の債権の設定及び大口の投資等をいいます。
３　内部組織に関する事項
（1）　事業運営組織
（記載上の注意）
組織図（取締役、監査役等の別を付記してください。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記してください。
なお、組織の変更があった場合には、変更の内容、変更した年月日、変更の理由等を付記してください。
（2）　役員の略歴及び持ち株数又は出資口数
年　月　日現在

改正後

(2)　役員の略歴及び持ち株数又は出資口数

年　月　日現在

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴	持ち株数又は出資口数

(3)　役員及び従業員の状況

区分			人数	平均年齢	平均勤続年数
役員	常勤		人	歳	年
	非常勤				
	小計				
従業員	営業関係	仲卸しの業務			
		兼業業務			
	事務関係				
	小計				
合計					
臨時従業員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1　従業員との兼務役員は、役員の項に記載してください。

2　臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。

(4)　株主構成

区分	役員	従業員	売買参加者及び買出人	その他	合計
総株主等の議決権の数(A)					
保有する議決権の数(B)					
割合(B／A)	%	%	%	%	１００．０％

大口株主の名簿(上位１０位まで)

氏名又は名称	住所又は所在地	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合計			

改正前

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴	持ち株数又は出資口数

(3)　役員及び従業員の状況

区分			人数	平均年齢	平均勤続年数
役員	常勤		人	歳	年
	非常勤				
	小計				
従業員	営業関係	仲卸業務			
		兼業業務			
	事務関係				
	小計				
合計					
臨時従業員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1　従業員との兼務役員は、役員の項に記載してください。

2　臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。

(4)　株主構成

区分	役員	従業員	売買参加者及び買出人	その他	合計
総株主等の議決権の数(A)					
保有する議決権の数(B)					
割合(B／A)	%	%	%	%	100.0%

大口株主の名簿(上位１０位まで)

氏名又は名称	住所又は所在地	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合計			

改正後

（記載上の注意）
1　「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいいます。
2　「議決権」には、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第８７９条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。

4　仲卸しの業務の状況

(1)　仲卸しの業務に係る取扱高及び売上損益

区分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸しの業務合計	
	金額	卸買受分販売利益（損失）金額	金額	直荷引販売利益（損失）金額	金額	販売利益（損失）金額
当期合計（A）	円	円	円	円	円	円
前年同期（B）						
前年同期対比（A／B）	%	%	%	%	%	%

（記載上の注意）
直荷引販売の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例第５５条の規定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行った物品の取扱金額を記載してください。

(2)　主要直荷引品の販売

直荷引品	期首繰越高（A）	当期仕入高（B）	期末残高（C）	売上原価（D）（A＋B－C）	売上高（E）	直荷引販売利益（損失）金額（E－D）
	円	円	円	円	円	円
合計						

（記載上の注意）
直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が１００分の５以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

(3)　販売代金の回収状況

区分	前期末残高（A）	当期末残高（B）	合計（C）	平均残高（C×１／２）	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

改正前

（記載上の注意）
1　「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいいます。
2　「議決権」には、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第８７９条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。

4　仲卸業務の状況

(1)　仲卸業務に係る取扱高及び売上損益

区分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸業務合計	
	金額	卸買受分販売利益（損失）金額	金額	直荷引販売利益（損失）金額	金額	販売利益（損失）金額
当期合計（A）	円	円	円	円	円	円
前年同期（B）						
前年同期対比（A／B）	%	%	%	%	%	%

（記載上の注意）
直荷引販売の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例第５２条第２項ただし書の規定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することについて許可を受けた物品の取扱金額を記載してください。

(2)　主要直荷引品の販売

直荷引品	期首繰越高（A）	当期仕入高（B）	期末残高（C）	売上原価（D）（A＋B－C）	売上高（E）	直荷引販売利益（損失）金額（E－D）
	円	円	円	円	円	円
合計						

（記載上の注意）
直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が１００分の５以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

(3)　販売代金の回収状況

区分	前期末残高（A）	当期末残高（B）	合計（C）	平均残高（C×１／２）	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

改正後

（記載上の注意）
平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。
平均回転数＝M×１／N
Mは、当期の仲卸しの業務に係る売上高
Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高
平均回収日数＝L×１／Q
Lは、当該事業年度の日数
Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

(4)　販売先別割合

区　分	一般小売店	大規模小売店	地方業者	その他小売店	合　計
川崎市内	%	%	%	%	%
川崎市外					
合　計					１００．０

（記載上の注意）
１　大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
２　地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
３　その他小売店は、料理飲食店(料理屋・すし屋・食堂・レストラン)、旅館、ホテル等をいいます。

５　兼業業務等の概況

(1)　兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務税引前当期利益（損失）金額
		円	円

(2)　他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業の内容	事業年度	資本金	売上高	当期純利益（損失）金額	利益配当
				円	円	円	円 (%)

第２　貸借対照表及び損益計算書の内訳

１　回収遅延売掛金明細表（仲卸しの業務）

相手方		当期末残高		備考
住所又は所在地	氏名又は名称	発生年月日	金額	
			円	
合　計				

改正前

（記載上の注意）
平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。
平均回転数＝M×１／N
Mは、当期の仲卸業務に係る売上高
Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高
平均回収日数＝L×１／Q
Lは、当該事業年度の日数
Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

(4)　販売先別割合

区　分	一般小売店	大規模小売店	地方業者	その他小売店	合　計
開設区域内	%	%	%	%	%
開設区域外					
合　計					１００．０

（記載上の注意）
１　大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
２　地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
３　その他小売店は、料理飲食店（料理屋・すし屋・食堂・レストラン）、旅館、ホテル等をいいます。

５　兼業業務等の概況

(1)　兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
		円	円

(2)　他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業の内容	事業年度	資本金	売上高	当期純利益（損失）金額	利益配当
				円	円	円	円 (%)

第２　貸借対照表及び損益計算書の内訳

１　回収遅延売掛金明細表（仲卸業務）

相手方		当期末残高		備考
住所又は所在地	氏名又は名称	発生年月日	金額	
			円	
合　計				

改正後

（記載上の注意）

契約期限より３０日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の１，０００分の１を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

２　在庫商品明細表

業務の種類	商品名	数量	金額	仕入年月日	備考
仲卸しの業務		キログラム	円		
	小計				
兼業業務					
合計					

（記載上の注意）

１　商品名の欄には、当期末在庫高が当期末総在庫高に占める割合が１０分の１以上の商品について、その商品ごとに記載し、その他の在庫商品については、その他として記載してください。

２　仕入年月日の欄には、商品ごとに最初に仕入れた年月日及び最後に仕入れた年月日を記載してください。

３　短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務の種類	科目	貸付先		貸付条件				当期末残高
		氏名又は名称	貸付先との関係	使途	利率	期間	担保	
仲卸しの業務	短期貸付金				%			円
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
兼業業務	短期貸付金							
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
合計								

（記載上の注意）

貸付先との関係の欄には、仲卸しの業務の役員、従業員、販売先、仕入先、親会社及び支配関係を持っている法人等を記載してください。

なお、この場合従業員に対する貸付金については、一括して記載してください。

４　短期借入金及び長期借入金明細表

改正前

（記載上の注意）

契約期限より３０日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の１，０００分の１を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

２　在庫商品明細表

業務の種類	商品名	数量	金額	仕入年月日	備考
仲卸業務		キログラム	円		
	小計				
兼業業務					
合計					

（記載上の注意）

１　商品名の欄には、当期末在庫高が当期末総在庫高に占める割合が１０分の１以上の商品について、その商品ごとに記載し、その他の在庫商品については、その他として記載してください。

２　仕入年月日の欄には、商品ごとに最初に仕入れた年月日及び最後に仕入れた年月日を記載してください。

３　短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務の種類	科目	貸付先		貸付条件				当期末残高
		氏名又は名称	貸付先との関係	使途	利率	期間	担保	
仲卸業務	短期貸付金				%			円
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
兼業業務	短期貸付金							
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
合計								

（記載上の注意）

貸付先との関係の欄には、仲卸業務の役員、従業員、販売先、仕入先、親会社及び支配関係を持っている法人等を記載してください。

なお、この場合従業員に対する貸付金については、一括して記載してください。

４　短期借入金及び長期借入金明細表

改正後

科目	借入先	種類	借入条件			使途	当期末残高	借入先との関係
			利率	期間	担保			
短期借入金			%				円	
	合計							
長期借入金								
	合計							

（記載上の注意）
種類の欄には、証書借入、手形借入、当座借越等の区分を記載してください。

5　減価償却費明細表

業務の種類	科目	資産の取得原価	当期償却額	償却額累計	資産の期末残高	償却方法	償却範囲額に対する過不足額		備考
							当期分	累計	
仲卸しの業務		円	円	円	円		円	円	
	小計								
兼業業務									
	小計								
合計									

（記載上の注意）
1　兼業業務の項は、各業務ごとに区分して記載してください。
2　売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

改正前

科目	借入先	種類	借入条件			使途	当期末残高	借入先との関係
			利率	期間	担保			
短期借入金			%				円	
	合計							
長期借入金								
	合計							

（記載上の注意）
種類の欄には、証書借入、手形借入、当座借越等の区分を記載してください。

5　減価償却費明細表

業務の種類	科目	資産の取得原価	当期償却額	償却額累計	資産の期末残高	償却方法	償却範囲額に対する過不足額		備考
							当期分	累計	
仲卸業務		円	円	円	円		円	円	
	小計								
兼業業務									
	小計								
合計									

（記載上の注意）
1　兼業業務の項は、各業務ごとに区分して記載してください。
2　売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

改正後

第２４号様式

仲卸業者営業報告書（個人用）

年　月　日

（宛先）川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場　部

住　所
商　号
氏　名　印

川崎市中央卸売市場業務条例第３０条の規定により　年　月　日から　年　月　日までの営業報告書を提出します。

第１　業務の状況
１　事業の概要
（記載上の注意）
仲卸しの業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。
２　従業員の状況

区　分	人　数	平均年齢	平均勤続年数
仲卸しの業務	人	歳	年
兼業業務			
合計			
臨時従業員年間平均雇用人数			

（記載上の注意）
１　所得税法（昭和４０年法律第３３号）上の青色事業専従者又は白色事業専従者については、当該各欄（　）内外書として記載してください。
２　臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。
３　仲卸しの業務の状況
（1）　仲卸しの業務に係る取扱高及び売上損益

区　分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸しの業務合計	
	金額	卸買受分販売利益（損失）金額	金額	直荷引販売利益（損失）金額	金額	販売利益（損失）金額
当期合計（A）	円	円	円	円	円	円
前年同期（B）						
前年同期対比（A／B）	%	%	%	%	%	%

改正前

第17号様式の３

仲卸業者営業報告書（個人用）

年　月　日

（あて先）川崎市長

川崎市中央卸売市場北部市場　部
商号
氏名　印

川崎市中央卸売市場業務条例第２６条の規定により　年　月　日から　年　月　日までの営業報告書を提出します。

第１　業務の状況
１　事業の概要
（記載上の注意）
仲卸業務に係る売上高、経営収支の概要その他特記すべき事項を記載してください。
２　従業員の状況

区　分	人　数	平均年齢	平均勤続年数
仲卸業務	人	歳	年
兼業業務			
合計			
臨時従業員年間平均雇用人数			

（記載上の注意）
１　所得税法（昭和４０年法律第３３号）上の青色事業専従者又は白色事業専従者については、当該各欄（　）内外書として記載してください。
２　臨時従業員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延べ日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載してください。
３　仲卸業務の状況
（1）　仲卸業務に係る取扱高及び売上損益

区　分	卸買受分販売		直荷引販売		仲卸業務合計	
	金額	卸買受分販売利益（損失）金額	金額	直荷引販売利益（損失）金額	金額	販売利益（損失）金額
当期合計（A）	円	円	円	円	円	円
前年同期（B）						
前年同期対比（A／B）	%	%	%	%	%	%

（記載上の注意）
直荷引販売の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例第５２条第２項ただし書の規

改正後

（記載上の注意）
直荷引販売の欄には、川崎市中央卸売市場業務条例第５５条の規定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行った物品の取扱金額を記載してください。

(2)　主要直荷引品の販売

直荷引品	期首繰越高（A）	当期仕入高（B）	期末残高（C）	売上原価（D）（A＋B－C）	売上高（E）	直荷引販売利益（損失）金額（E－D）
	円	円	円	円	円	円
合　計						

（記載上の注意）
直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が１００分の５以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

(3)　販売代金の回収状況

区分	前期末残高（A）	当期末残高（B）	合計（C）	平均残高（C×１／２）	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

（記載上の注意）
平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。
平均回転数＝M×１／N
Mは、当期の仲卸しの業務に係る売上高
Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高
平均回収日数＝L×１／Q
Lは、当該事業年度の日数
Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

(4)　販売先別割合

区分	一般小売店	大規模小売店	地方業者	その他小売店	合計
川崎市内	%	%	%	%	%
川崎市外					
合計					１００．０

改正前

定により当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することについて許可を受けた物品の取扱金額を記載してください。

(2)　主要直荷引品の販売

直荷引品	期首繰越高（A）	当期仕入高（B）	期末残高（C）	売上原価（D）（A＋B－C）	売上高（E）	直荷引販売利益（損失）金額（E－D）
	円	円	円	円	円	円
合　計						

（記載上の注意）
直荷引品の欄には、当期総直荷引販売高に占める割合が１００分の５以上の直荷引品について、その品目ごとに記載し、その他の直荷引品については、その他として記載してください。

(3)　販売代金の回収状況

区分	前期末残高（A）	当期末残高（B）	合計（C）	平均残高（C×１／２）	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

（記載上の注意）
平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出してください。
平均回転数＝M×１／N
Mは、当期の仲卸業務に係る売上高
Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高
平均回収日数＝L×１／Q
Lは、当該事業年度の日数
Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

(4)　販売先別割合

区分	一般小売店	大規模小売店	地方業者	その他小売店	合計
開設区域内	%	%	%	%	%
開設区域外					
合計					１００．０

改正後

（記載上の注意）
1　大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
2　地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
3　その他小売店は、料理飲食店（料理屋・すし屋・食堂・レストラン）、旅館、ホテル等をいいます。

4　兼業業務等の概況

(1)　兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
		円	円

(2)　他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業の内容	事業年度	資本金	売上高	当期純利益（損失）金額	利益配当
				円	円	円	円 (%)

第２　貸借対照表及び損益計算書の内訳

1　回収遅延売掛金明細表

相手方		当期末残高		備考
住所又は所在地	氏名又は名称	発生年月日	金額	
			円	
合計				

（記載上の注意）
契約期限より３０日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の１，０００分の１を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

2　減価償却費明細表

科目	資産の取得原価	当期償却額	償却額累計	資産の期末残高	償却方法	償却範囲額に対する過不足額		備考
						当期分	累計	
	円	円	円	円		円	円	
合計								

（記載上の注意）
売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

改正前

（記載上の注意）
1　大規模小売店は、スーパー、生協、百貨店等をいいます。
2　地方業者は、地方の市場、問屋等をいいます。
3　その他小売店は、料理飲食店（料理屋・すし屋・食堂・レストラン）、旅館、ホテル等をいいます。

4　兼業業務等の概況

(1)　兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
		円	円

(2)　他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業の内容	事業年度	資本金	売上高	当期純利益（損失）金額	利益配当
				円	円	円	円 (%)

第２　貸借対照表及び損益計算書の内訳

1　回収遅延売掛金明細表

相手方		当期末残高		備考
住所又は所在地	氏名又は名称	発生年月日	金額	
			円	
合計				

（記載上の注意）
契約期限より３０日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が売掛金の当期末残高合計金額の１，０００分の１を超えるものを回収遅延売掛金としてください。また、備考の欄には、回収遅延の理由、相手方の業種等を記載してください。

2　減価償却費明細表

科目	資産の取得原価	当期償却額	償却額累計	資産の期末残高	償却方法	償却範囲額に対する過不足額		備考
						当期分	累計	
	円	円	円	円		円	円	
合計								

（記載上の注意）
売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載してください。

改正後	改正前
（削除）	第１８号様式 売買参加者の承認申請書 年　月　日 （あて先）　川崎市長 住　所 商　号 氏名又は名称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第２７条第１項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

店舗の所在地	
資本金又は出資の額	
役員の氏名	
売買参加を行う取扱品目の部類	部
取扱品目	
常時売買に参加する者の氏名	

注　申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

改正後	改正前
第２５号様式 売買参加者届出書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 氏名又は名称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第３１条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。 店舗等の住所 売買参加を行う取扱品目の部類 部 常時売買に参加する者の氏名 注　卸売業者の推薦書を添付してください。	（新設）

改正後	改正前
（削除）	第１９号様式 売買参加者承認証 川崎市指令　第＿＿＿＿＿号 住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 商　　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場＿＿＿部における売買参加については、川崎市中央卸売市場業務条例第27条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて承認します。 ＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 川崎市長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印 条　件

改正後	改正前
（削除）	第２０号様式 売買参加章 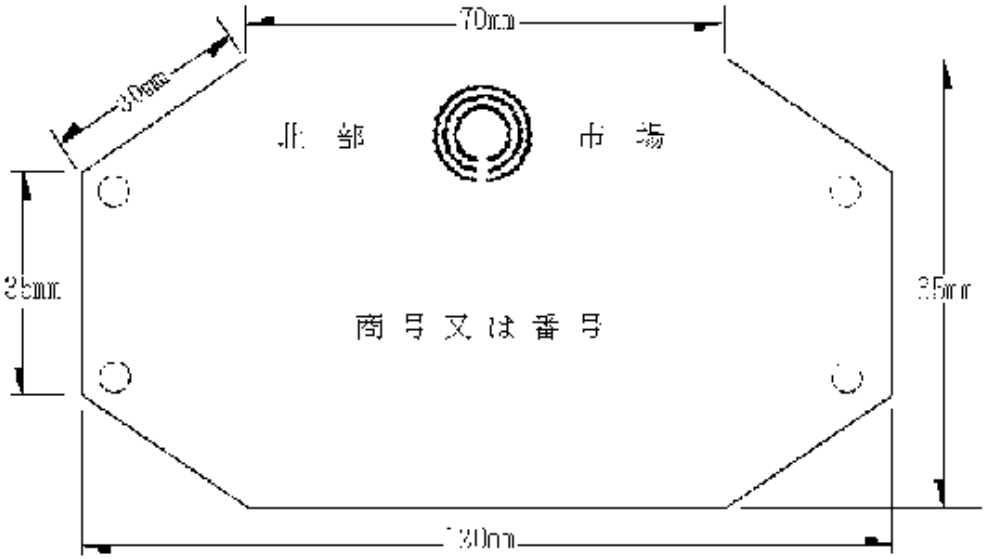

改正後	改正前
（削除）	第２１号様式 売買参加補助章 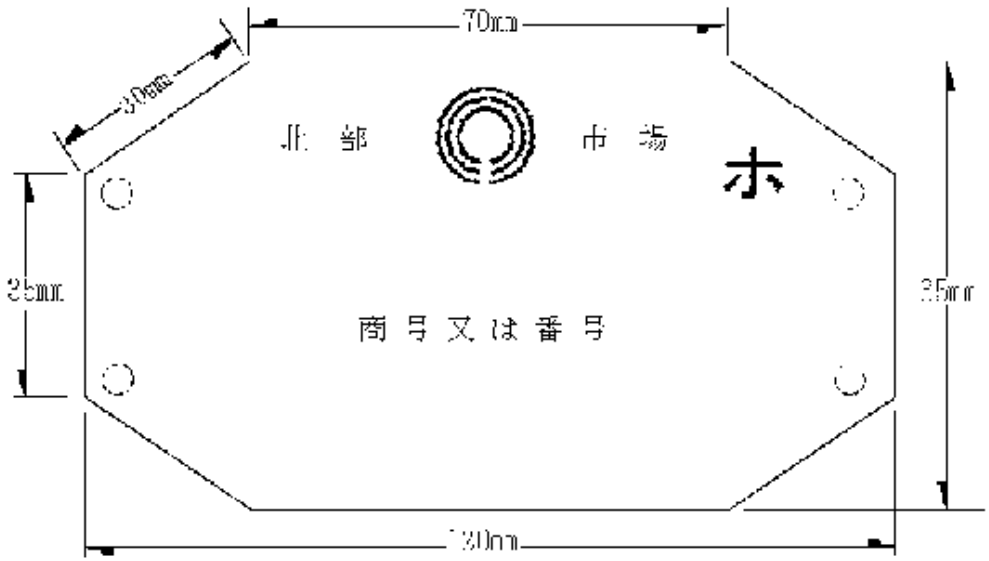

改正後	改正前
（削除）	第２２号様式

売買参加者の名称変更等の届出書

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

商　　号……

氏名又は名称……印

川崎市中央卸売市場業務条例第２８条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

	新	旧
氏名又は名称		
住所（店舗の所在地）		
商号		
代表者		
売買参加の廃止	年月日　・　・　・	理由
備考		

注　(1)　該当する事項のみを記入してください。
　　(2)　住所欄には、店舗の所在地の変更の場合も記入してください。
　　(3)　代表者欄は、法人の場合のみ記入してください。

改正後	改正前
第２６号様式 売買参加者記載事項変更等届出書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 氏名又は名称　印 川崎市中央卸売市場業務条例第３１条第２項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。	（新設）

変更又は廃止年月日	．　．	
	新	旧
住所		
商号		
氏名又は名称		
店舗等の住所		
売買参加を行う取扱品目の部類	部	部
常時売買に参加する者の氏名		
売買参加の廃止	理由	
備考		

注（１）該当する事項のみを記入してください。

（２）卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章及び売買参加補助章を遅滞なく返還してください。

改正後

第２７号様式

関連事業業務許可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第３２条第１項の規定により、第　種関連事業業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の氏名	
関連事業の種類及びその内容	第１種種関連事業 □条例第３条第１項各号の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務 □保管の業務 □貯蔵の業務 □運搬の業務 □包装資材販売業 □調理道具販売業 □花き資材販売業 □その他（　　）
	第２種種関連事業 □飲食店営業 □理容業 □銀行業 □容器回収業 □たばこ小売業 □衣料品販売業 □履物販売業 □医薬品販売業 □化粧品販売業 □その他（　　）

注　申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

改正前

第２３号様式

関連事業業務許可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第３０条第１項の規定により、第　種関連事業業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の氏名	
関連事業の種類及びその内容	

注　申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

改正後	改正前
第２８号様式 関連事業業務許可証 川崎市指令　第　　号 住　　所 商　　号 氏名又は名称　　様 　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場における第　　種関連事業業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第３２条第１項の規定により、次の条件を付けて許可します。 　　年　　月　　日 川崎市長　　印 条　件	第２４号様式 関連事業業務許可証 川崎市指令　第　　号 住　　所 商　　号 氏名又は名称　　様 　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市中央卸売市場北部市場における第　　種関連事業業務については、川崎市中央卸売市場業務条例第３０条第１項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。 　　年　　月　　日 川崎市長　　印 条　件

改正後

第２９号様式

関連事業者販売金額等月例報告書（　　月分）

　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　　所

商　　号

氏名又は名称

川崎市中央卸売市場業務条例第３８条において準用する第５１条第３項の規定により、次のとおり報告します。

品　　名	数　　量	金　額　（円）	備　　考
合　　計			

改正前

第２５号様式

関連事業者販売金額等月例報告書（　　月分）

　　年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

商　　号

氏名又は名称

川崎市中央卸売市場業務条例第３６条において準用する第５６条第３項の規定により、次のとおり報告します。

品　　名	数　　量	金　額　（円）	備　　考
合　　計			

改正後	改正前
（削除）	第２６号様式 上場単位承認（変更）申請書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名……印 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第49条第1項の規定により、……部の上場単位を定めたい（変更したい）ので、次のとおり申請します。

品名	規格（等階級等）	産地	上場単位			期間
			基準	最高	最低	

改正後	改正前

第３０号様式

入　　札　　票

　　年　　月　　日

卸売業者　　様

売買参加章番号

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第５１条第１項の規定により、次のとおり入札します。

入　札　金　額	円
品名及び荷印	
数　　量	
備　　考	

第２７号様式

入　　札　　票

　　年　　月　　日

卸売業者　　様

商号又は氏名若しくは番号

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第５３条第１項の規定により、次のとおり入札します。

入　札　金　額	円
品名及び荷印	
数　　量	
備　　考	

改正後	改正前
（削除）	第２８号様式 相 対 取 引 承 認 申 請 書 年　月　日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名 川崎市中央卸売市場業務条例第38条第2項の規定により卸売をしたいので、次のとおり申請します。 品　　名 / 産地及び出荷者名 / 数　量 / 実施期間 / 理　　由 （空欄）

改正後	改正前
（削除） （削除）	第２９号様式　削除 第３０号様式 指値その他販売条件付物品届出書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第60条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 入荷月日 / 荷印 品名 / 規格 (等・階級) 数量 / 販売条件 又は 指値価格 / 販売日時 (期間) / 委託者 住所 氏名 / 電話 / 連絡方法 / 発信日時 発信者名 受信日時 受信者名 / 販売担当者

改正後	改正前
（削除）	第３１号様式 販売条件変更証明願書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第62条第2項の規定により、次のとおり証明願います。 委託者名 品名 規格（等・階級） 数量 委託者の付した条件 変更理由 変更に係る販売方法 販売日時　……年……月……日……時……分 証明番号　第……号 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第62条第1項ただし書の規定により、上記のとおり販売したことを証明します。 ……年……月……日 川崎市長……印

改正後	改正前
（削除）	第３１号様式の２

卸売業者の開設区域内における販売承認（変更承認）申請書

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第40条第1項（第2項）の規定により、開設区域内において、卸売市場法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売の承認（変更承認）を受けたいので、次のとおり申請します。

区　　分	□新規　　□承認事項の変更
販売施設の所在地	
業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の予定年月日	・　　・
事業計画	
備　　考	

改正後	改正前
（削除）	第３２号様式

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売承認（変更承認）申請書

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第42条第1項第2号イ又は第3号イ（第3項）の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認（変更承認）を受けたいので、次のとおり申請します。

区　　分	□条例第42条第1項第2号イ（集荷の共同化）
	□条例第42条第1項第3号イ（新商品の開発）
	□条例第42条第3項（承認事項の変更）
実施期間	月　　日から　　月　　日まで
連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称	
他の市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称	
買入れの相手方の氏名又は名称及び住所	
販売の相手方の氏名又は名称及び住所	
品　　目	
卸売数量の上限	
入荷量が減少した場合の措置	
国内産農林水産物を利用した新商品の内容	
卸売をしなければならない理由	
備　　考	

改正後	改正前
（削除）	第３２号様式の２ 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する 卸売許可申請書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例第42条第1項第1号の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

品　　名	産地	出荷者	数量	入荷見込数量	卸売の相手方	理由	備考

改正後	改正前
（削除）	第３３号様式 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸 売届出書（許可分） ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例第42条第4項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたので、次のとおり届け出ます。

卸売年月日	……年……月……日

品名	産地	等階級	数量	入荷数量	出荷者名	卸売価格	卸売の相手方

改正後	改正前
（削除）	第３４号様式

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（承認分）

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第42条第5項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたので、次のとおり届け出ます。

区　　分	□条例第42条第1項第2号イ（集荷の共同化）
	□条例第42条第1項第3号イ（新商品の開発）
実施期間	月　　日から　　月　　日まで
卸売年月	年　　月分

品目	連携した卸売業者又は買入れの相手方の氏名又は名称	等階級	入荷数量	卸売数量	卸売価格	卸売又は販売の相手方の氏名又は名称

改正後	改正前
（削除） （削除）	第３５号様式　削除 第３６号様式

市場外保管場所の指定申出書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第45条第1項第1号の規定により、市場外保管場所の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申し出ます。

施設の名称	所在地	物品の種類

改正後	改正前
(削除)	第３６号様式の２ 市場外指定保管場所の指定解除の届出書 .....年.....月.....日 （あて先） 川崎市長 卸売業者名..... .....年.....月.....日付け川崎市指令.....第.....号をもって指定を受けた市場外指定保管場所について、川崎市中央卸売市場業務条例第45条第3項の規定により、次のとおり指定の解除を届け出ます。 施設の名称 施設の所在地 物品の種類 指定を必要としなくなった理由

改正後	改正前
（削除）	第３６号様式の３

市 場 外 指 定 保 管 場 所
卸 売 実 績 報 告 書（　　月分）

……年……月……日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名 ……

市場外指定保管場所における物品の卸売を行ったので、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第66条第3項の規定により、次のとおり報告します。

指定保管場所	卸　売　先	卸　売　高		主な取扱品目	備　考
		金額（千円）	数　量		
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				
	仲卸業者・売買参加者				
	転　送				
	合　計				

改正後	改正前
（削除）	第３６号様式の４

市場外にある物品の卸売承認申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第45条第1項第2号の規定により、市場外にある物品の卸売の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

施設の名称	所在地	物品の種類

改正後	改正前
（削除）	第３６号様式の５

市場外にある物品の卸売承認（変更承認）申請書

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第45条第5項（第6項）の規定により、市場外にある物品の卸売の承認（変更承認）を受けたいので、次のとおり申請します。

区　　分	□新規　　□承認事項の変更
品　　目	
取引方法	
卸売数量の上限	
取引に係る情報	
実施期間	月　　日から　　月　　日まで
参加業者の氏名又は名称	
閲覧方法	
理　　由	
備　　考	

改正後	改正前
（削除）	第３６号様式の６ 市場外にある物品の卸売実績報告書（　　月分） 年　　月　　日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名 市場外にある物品の卸売を行ったので、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第66条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

区　　分	□　条例第45条第1項第2号（予約相対取引）
	□　条例第45条第1項第3号（電子商取引）

物品の種類	卸　売　高		卸売の相手方
	数　量	金額（円）	

改正後	改正前
第３１号様式	第３７号様式
受託契約約款（変更）届出書 年　月　日 （宛先）川崎市長 住　所 商　号 名　称　　印 川崎市中央卸売市場業務条例第４４条第１項の規定により、受託契約約款を定めた（変更した）ので、別紙のとおり届け出ます。	受託契約約款承認（変更承認）申請書 年　月　日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名 川崎市中央卸売市場業務条例第４８条第１項（第４項）の規定により、受託契約約款を定めた（変更した）ので、別紙のとおり申請します。

改正後	改正前
（削除）	第３８号様式

受託物品検査証明願書

.....年.....月.....日

（あて先）川崎市長

卸売業者名.....

.....年.....月.....日積

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第68条第3項の規定により、次のとおり証明願います。

委託者名	
品名	
等階級	
荷姿	
入荷数量	
損敗又は内容相違の数量	
損敗又は内容相違の程度	
到着日時	.....月.....日 午 前後 .....時.....分
検査日時	.....月.....日 午 前後 .....時.....分

証明番号 第.....号

川崎市中央卸売市場業務条例第49条第1項（第2項）の規定による検査の結果、上記に相違ないことを証明します。

.....年.....月.....日

川崎市長.....印

改正後	改正前
（削除）	第３９号様式 卸売業者以外の者からの買入承認（変更承認）申請書 年　月　日 （あて先）　川崎市長 商　　号 氏名又は名称 川崎市中央卸売市場業務条例第52条第2項第3号イ（同号ウ）の規定により、当市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売するため、承認（変更承認）を受けたいので、次のとおり申請します。
（削除）	第３９号様式の２

区　分			□新規　□承認事項の変更			
品目	買入れの相手方の氏名又は名称及び住所	販売の相手方の氏名又は名称及び住所	数量の上限	需要の開拓の内容	実施期間	理由

改正後	改正前

卸売業者以外の者からの買入許可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

商　　号

氏名又は名称

川崎市中央卸売市場業務条例第52条第2項第1号の規定により、当市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売するため、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

品　名	品種及び銘柄	産　地	等級	数量	金　額(円)		相　手　先	買入予定年月日	理　由
					単価	総　額			
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	
								・・・	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>第４０号様式

卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書（　月分）

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

商　　号

氏名又は名称

当市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したので、川崎市中央卸売市場業務条例第52条第5項又は第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

区　分　□　条例第52条第2項第1号（許可による物品）
□　条例第52条第2項第2号（集荷の共同化による物品）
□　条例第52条第2項第3号（需要の開拓による物品）

品　名 ／ 数量 ／ 仕入金額（円） ／ 販売金額（円） ／ 備　考

合　計</td></tr>
</table>

改正後	改正前
（削除）	第４１号様式 仲卸業者の開設区域内における販売承認（変更承認）申請書 年　　月　　日 （あて先）　川崎市長 商　　号 氏名又は名称 川崎市中央卸売市場業務条例第53条第1項（第2項）の規定により、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売の承認（変更承認）を受けたいので、次のとおり申請します。

区　分	□新規　　□承認事項の変更
販売施設の所在地	
業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の予定年月日	
事業計画	
備　　考	

改正後

第３２号様式

卸売予定数量等報告書（　　月　　日分）

　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称

川崎市中央卸売市場業務条例第５１条第１項の規定により、次のとおり報告します。

せり売の方法

品　　名	卸売予定数量	主要な産地
小　　計		

入札の方法

品　　名	卸売予定数量	主要な産地
小　　計		

相対取引の方法

品　　名	卸売予定数量	主要な産地
小　　計		
総　　計		

改正前

第４２号様式

卸売予定数量等報告書（　　月　　日分）

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第５６条第１項の規定により、次のとおり報告します。

区分	品名	当日卸売をする物品			条例第４２条第１項第１号ア、ウ及びエ、第２号並びに第３号物品		条例第４５条第１項第２号及び第３号物品	
		取引方法	主要な産地	卸売予定数量	主要な産地	卸売予定数量	主要な産地	卸売予定数量
卸売物品		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
	小計							
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
	小計							
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
	小計							
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
		せり売又は入札						
		相　対　取　引						
	小計							
	総計							

改正後

第３３号様式

取扱高明細日報（　　月　　日分）

　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称

川崎市中央卸売市場業務条例第５１条第２項の規定により、次のとおり報告します。

せり売の方法

品　目	主要な産地	数　量	卸売価格（円）			金　　額（円）
			高値	中値	安値	
合　計						

入札の方法

品　目	主要な産地	数　量	卸売価格（円）			金　　額（円）
			高値	中値	安値	
合　計						

相対取引の方法

品　目	主要な産地	数　量	卸売価格（円）			金　　額（円）
			高値	中値	安値	
合　計						

総計

品　目	数　量	金　　額（円）
合　計		

内訳

市場別コード	会社別コード	年別コード	月別コード	日別コード	取引の方法

品名コード	品名	産地コード	産　地	数　量	平均単価	金額（円）

改正前

第４３号様式

取扱高明細日報（　　月　　日分）

　　年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第５６条第２項の規定により、次のとおり報告します。

せり売又は入札の方法

品　目	数　量	平均単価（円）	金　　額（円）
合　計			

相対取引の方法

品　目	数　量	平均単価（円）	金　　額（円）
合　計			

条例第４２条第１項第１号、第２号又は第３号物品

品　目	数　量	平均単価（円）	金　　額（円）
合　計			

条例第４５条第１項第２号又は第３号物品

品　目	数　量	平均単価（円）	金　　額（円）
合　計			

総計

品　目	数　量	平均単価（円）	金　　額（円）
合　計			

内訳

市場別コード	会社別コード	年別コード	月別コード	日別コード	取引の方法

品名コード	品名	産地コード	産　地	数　量	平均単価	金額（円）

改正後

第３４号様式

卸売価格等報告書

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称

川崎市中央卸売市場業務条例第５１条第２項の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日（　曜日　天気　）
卸売数量　トン

売買取引の方法	□せり売　□入札　□相対取引		
市況	種類	種類	種類

品　名	主要な産地	卸売数量	単位	卸売価格（円）			備考
				高値	中値	安値	

改正前

第４４号様式

卸売価格等報告書

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第５６条第２項の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日（　曜日　天気　）
卸売数量　トン

販売方法等の区分	□当日卸売した物品（□せり売又は入札　□相対取引）
	□条例第４２条第１項第１号、第２号及び第３号物品
	□条例第４５条第１項第２号及び第３号物品

市況	種類	種類	種類

品　名	主要な産地	卸売数量	単位	卸売価格（円）			備考
				高値	中値	安値	

改正後

第３５号様式

市況等に関する月例報告書（　　月分）

　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称

川崎市中央卸売市場業務条例第５１条第３項の規定により、卸売をした物品の市況、数量及び卸売金額を次のとおり報告します。

１　市況の概要

種　　類	市　況　の　概　況

２　主要品目の市況の概要

主　要　品　目	市　況　の　概　況

３　卸売実績

（１）卸売先別の数量及び卸売金額

	仲卸業者	売買参加者	自己買受	合　計
数量（トン）				
卸売金額（千円）				

（２）売買取引方法別の数量及び卸売金額

	せり売	入札	相対取引		合　計
			商物一致取　引	商物分離取　引	
数量（トン）					
卸売金額（千円）					

（３）受託品及び買付品別の数量及び卸売金額

種類	品　名	数　量（トン）			卸売金額（千円）			備　考
		受託品	買付品	合　計	受託品	買付品	合　計	
	小　計							
	小　計							
合　　計								

改正前

第４５号様式

市況等に関する月例報告書（　　月分）

　　年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第５６条第３項の規定により、卸売をした物品の市況、数量及び卸売金額を次のとおり報告します。

１　市況の概要

種　　類	市　況　の　概　況

２　主要品目の市況の概要

主　要　品　目	市　況　の　概　況

３　卸売実績

種類	品　名	数　量			卸売金額（円）			備　考
		受託品	買付品	合　計	受託品	買付品	合　計	
	小　計							
	小　計							
	小　計							
合　　計								

改正後

第３６号様式

仲卸業者販売金額等月例報告書（　　月分）

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　　所

商　　号

氏名又は名称

川崎市中央卸売市場業務条例第５１条第４項において準用する同条第３項の規定により、次のとおり報告します。

種類	卸売業者からの買受物品等販売高		卸売業者以外からの買受物品等販売高		合計	
	数量	金額（円）	数量	金額（円）	数量	金額（円）
合計						
前年同期						
前年同期比	%	%	%	%	%	%

改正前

第４６号様式

仲卸業者販売金額等月例報告書（　　月分）

年　　月　　日

（あて先）　川崎市長

商　　号

氏名又は名称

川崎市中央卸売市場業務条例第５６条第４項において準用する同条第３項の規定により、次のとおり報告します。

種類	卸売業者からの買受物品販売高		卸売業者以外からの買受物品販売高		合計	
	数量	金額（円）	数量	金額（円）	数量	金額（円）
合計						
前年同期						
前年同期比	%	%	%	%	%	%

改正後	改正前
第３７号様式 卸売業者以外の者からの買入物品等販売届出書（　　月分） 年　　月　　日 （宛先）川崎市長 住　　所 商　　号 氏名又は名称 当市場の卸売業者以外の者から買い入れて、又は販売の委託を引き受けて販売したので、川崎市中央卸売市場業務条例第５５条の規定により、次のとおり届け出ます。	（新設）

区分	品　名	数　量	仕入金額（円）	販売金額（円）	備　考
買入物品					
	小　計				
受託物品					
	小　計				
合　計					

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>第４７号様式

委託手数料率(変更)届出書

年　　月　　日

(あて先)川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第60条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table><tr><td>届出の区分</td><td colspan="2">□新規　　□変更</td></tr><tr><td>取扱品目</td><td colspan="2">□野菜及びその加工品　□果実及びその加工品
□漬物　□生鮮水産物及びその加工品
□その他の加工食料品　□花き</td></tr><tr><td rowspan="2">委託手数料の率</td><td>新</td><td>旧</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>適 用 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr><tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後	改正前
（削除）	第４８号様式 卸売業者の出荷奨励金交付承認申請書 年　月　日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名 川崎市中央卸売市場業務条例第82条第1項の規定により、出荷奨励金を交付するため承認を受けたいので、次のとおり申請します。 交付対象 所在地 交付率又は金額 交付限度 交付理由 交付期間 備考

改正後	改正前
（削除）	第４９号様式 卸売業者の完納奨励金交付承認申請書 ……年……月……日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名…… 川崎市中央卸売市場業務条例第65条第1項の規定により、完納奨励金を交付するため承認を受けたいので、次のとおり申請します。 相手方の氏名又は名称 交付率 交付金額 交付限度 交付理由 交付期間 交付方法 交付条件 備考

改正後	改正前
(削除) (削除)	第５０号様式　削除 第５１号様式

卸売業者の出荷奨励金交付報告書(　月分)

　　年　　月　　日

(あて先)　川崎市長

卸売業者名

出荷奨励金の交付を行ったので、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第84条第3項の規定により、次のとおり報告します。

種　別	交付率	件数	受託取扱金額(円)	総取扱金額(円)	交付金額(円)

	種　　別	受託取扱金額(円)	総取扱金額(円)	交付金額(円)	交付率
当月					
累計					

改正後	改正前
（削除）	第５２号様式 卸売業者の完納奨励金交付報告書（　　月分） 　　年　　月　　日 （あて先）　川崎市長 卸売業者名 完納奨励金の交付を行ったので、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第84条第3項の規定により、次のとおり報告します。

交付率	本月分		累計		備考
	件数	交付金額	件数	交付金額	
総計					

改正後	改正前

第３８号様式

買受代金の支払猶予特約届出（変更届出）書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第５８条第３項の規定により、支払猶予の特約をしました（変更しました）ので、次のとおり届け出ます。

特約の相手方の氏名又は名称及び住所	
特約の内容	
支払方法	
特約期間	年　月　日から　年　月　日
備　考	

第５３号様式

買受代金の支払猶予特約届出（変更届出）書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名

川崎市中央卸売市場業務条例第６３条第１項の規定により、支払猶予の特約をしました（変更しました）ので、次のとおり届け出ます。

特約の相手方の氏名又は名称及び住所	
特約の内容	
支払方法	
特約期間	年　月　日から　年　月　日
備　考	

改正後

第３９号様式

販売後の受託物品確認証明申請書兼証明書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　所
商　号
名　称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第７２条第２項の規定により、次のとおり証明書の交付を申請します。

委託者名		品名	
荷姿		入荷数量	
等級		数量	
単価		販売金額	
変更後単価		変更後金額	
事故内容			
出荷日	年　月　日		
到着日時	月　日　午　前後　時　分		
販売日時	月　日　午　前後　時　分		
検査日時	月　日　午　前後　時　分		

証明番号　第　　号

川崎市中央卸売市場業務条例第５９条第１項ただし書の規定による確認の結果、上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

川崎市長　　印

改正前

第５４号様式

販売後の受託物品検査証明願書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

卸売業者名
年　月　日積

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第８７条第２項の規定により、次のとおり証明願います。

委託者名		品名	
荷姿		入荷数量	
等級		数量	
単価		販売金額	
訂正単価		訂正金額	
事故内容			
到着日時	月　日　午　前後　時　分		
販売日時	月　日　午　前後　時　分		
検査日時	月　日　午　前後　時　分		

証明番号　第　　号

川崎市中央卸売市場業務条例第６４条第１項ただし書の規定による検査の結果、上記に相違ないことを証明します。

年　月　日

川崎市長　　印

改正後	改正前
第４０号様式 市場施設使用指定書 川崎市指令　第　　号 住　　所 商　　号 氏名又は名称 川崎市中央卸売市場業務条例第６１条第１項の規定により、次のとおり使用施設を指定します。 年　月　日 川崎市長　　印 位置（指定場所） 面　　積 使　用　期　間 施　設　の　種　類 使　　用　　料 備　　考	（新設）

改正後

第４１号様式

市場施設使用許可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６１条第２項の規定により、市場施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
面積	平方メートル
使用目的	
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

改正前

第５５号様式

市場施設使用許可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６６条第２項の規定により、市場施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
面積	平方メートル
使用目的	
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
使用料	指示のとおり
備考	

改正後

第４２号様式

市場施設用途変更承認申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６２条第２項ただし書の規定により、市場施設の用途変更をするため承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
変更後の用途	
用途変更する面積	平方メートル
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
変更理由	
備考	

改正前

第５６号様式

市場施設用途変更承認申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６７条第２項ただし書の規定により、市場施設の用途変更をするため承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
変更後の用途	
変更する面積	平方メートル
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
変更理由	
備考	

改正後

第４３号様式

市場施設原状変更等許可申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６３条第１項ただし書の規定により、市場施設の原状変更等をするため許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
施工場所	
目的	
施工内容	
添付書類	□設計図面　□仕様書 □費用見積書　□その他
備考	

改正前

第５７号様式

市場施設原状変更等許可申請書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６８条第１項ただし書の規定により、市場施設の原状変更等をするため許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	
施行場所	
目的	
施行内容	
施行に要する費用	一切申請者が負担します。
添付書類	□設計図面　□仕様書 □費用見積書　□その他
備考	

改正後

第４４号様式

使　用　料　減　免　申　請　書

年　月　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第６８条の規定により、使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使　用　料　の　種　類	
納　付　す　べ　き　使　用　料	
減　免　の　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
減　免　の　金　額	
減　免　の　理　由	
備　　考	

改正前

第５８号様式

使　用　料　減　免　申　請　書

年　月　日

（あて先）　川崎市長

住　　所
商　　号
氏名又は名称　　印

川崎市中央卸売市場業務条例第７３条の規定により、使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使　用　料　の　種　類	
納　付　す　べ　き　使　用　料	
減　免　の　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
減　免　の　金　額	
減　免　の　理　由	
備　　考	

改正後	改正前
第４５号様式 （表） 検査職員の身分証明書 第　　号 職及び氏名 　　年　　月　　日生 上記の者は、川崎市中央卸売市場業務条例第６９条第１項及び第２項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。 縦　35mm 横　25mm 写　真 　　年　　月　　日 川崎市長　　印	第５９号様式 （表） 検査職員の身分証明書 第　　号 職及び氏名 　　年　　月　　日生 上記の者は、卸売市場法第４８条第２項又は川崎市中央卸売市場業務条例第７４条第１項及び第２項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。 縦　35mm 横　25mm 写　真 　　年　　月　　日 川崎市長　　印

改正後	改正前
（裏）	（裏）
川崎市中央卸売市場業務条例（抜粋） 第６９条　市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。	卸　売　市　場　法　（抜粋） 第４８条 ２　開設者は、この法律の施行に必要な限度において卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ３　第１項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ４　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 川崎市中央卸売市場業務条例（抜粋） 第７４条　市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。